

三重県青少年健全育成条例

改正

- 昭和四十六年十二月二十四日 条例第六十二号
- 昭和四十七年三月三十一日 条例第四号
- 昭和四十九年八月二日 条例第三九号
- 昭和五十一年三月二十八日 条例第九号
- 昭和五十二年三月二十八日 条例第一〇号
- 昭和五十七年七月二日 条例第二十五号
- 昭和五十九年三月二十九日 条例第七号
- 昭和六十一年三月三十一日 条例第七号
- 平成三年十二月二十五日 条例第三十二号
- 平成七年三月十五日 条例第六号
- 平成七年三月十五日 条例第十七号
- 平成八年六月二十八日 条例第三十一号
- 平成十年一月二十三日 条例第一号
- 平成十年三月二十七日 条例第十七号
- 平成十一年十二月二十四日 条例第五十五号
- 平成十二年三月二十四日 条例第二十四号
- 平成十二年三月二十四日 条例第六十号
- 平成十二年七月十三日 条例第六十五号
- 平成十三年十二月二十五日 条例第七十五号
- 平成十五年七月一日 条例第三十四号
- 平成十七年十月二十一日 条例第六十七号
- 平成十八年三月二十八日 条例第二十七号
- 平成十八年六月三十日 条例第四十八号
- 平成十九年七月四日 条例第四十三号
- 平成十九年十二月二十六日 条例第七十三号

目次

- 第一章 総則(第一条 第七条の二)
- 第二章 健全育成に関する県の施策(第八条 第十条)
- 第三章 健全育成を阻害する行為の規制(第十条の二 第二十五条)
- 第四章 三重県青少年健全育成審議会(第二十六条 第三十五条)
- 第五章 雑則(第三十六条 第三十九条)
- 第六章 罰則(第四十条 第四十二条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、県が行う施策の大綱を定めその推進を図

るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

全部改正(昭和五十九年条例七号)、一部改正(平成十二年条例六十五号)

(条例の解釈適用)

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その目的を逸脱して、県民の自由及び権利を不当に侵害しないように注意しなければならない。

一部改正(昭和五十九年条例七号)

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 六歳以上十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸及び観せ物をいう。
- 四 図書類 書籍、雑誌、図画その他の出版物、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、録音盤、ビデオテープ、録音テープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリー並びにこれらに類するものをいう。
- 五 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。次号において同じ。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- 六 自動貸出機 物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。
- 七 広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。
- 八 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号。以下「風適法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

一部改正(昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成三年三十

二号・八年三十一号・十年十七号・十二年二十四号・十三年七十五号・十八年二十七号)

(基本理念)

第四条 何人も、青少年が社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮しなければならない。

全部改正(昭和五十九年条例七号)

(県の責務)

第五条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本としてこれを支え、かつ、その努力を結実させるための配慮をもつて積極的かつ効果的に行つものとする。

全部改正(昭和五十九年条例七号)

(県民の責務)

第六条 すべて県民は、家庭、学校、職場その他あらゆる生活の場における積極的な対応と指導が青少年の人格形成に大きく寄与することを深く自覚し、地域社会において相互に連携し、青少年が健全に育成されるよう努めるものとする。

追加(昭和五十九年条例七号)、一部改正(平成十二年条例六十五号)

(保護者の責務)

第七条 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護及び教育するよう努めるものとする。

追加(平成三年条例三十二号)、一部改正(平成十二年条例六十五号)

(県と市町との協働)

第七条の二 県は、市町に対し、県と協働してその地域に応じた青少年の健全な育成に関する施策を策定し、実施すること及び県の施策に協力することを求めるものとする。

追加(平成十二年条例六十五号)、一部改正(平成十七年条例六十七号)

第二章 健全育成に関する県の施策

追加(昭和五十九年条例七号)

(施策の大綱)

第八条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を、国、市町その他関係機関と密接に連携して効果的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行つ自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年を健全に育成するための指導者の養成及び確保
- 三 青少年に関する教育の振興

- 四 青少年の健全育成に関する調査研究
- 五 青少年の健康の保持及び体育・スポーツの振興
- 六 青少年に関する相談体制の整備
- 七 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用促進

2 知事は、前項の施策の大綱を毎年県民に公表するよう努めるものとする。

追加（昭和五十九年条例七号）、一部改正（平成十七年条例六十七号）

（青少年の日）
 第九条 青少年の健全な育成を推進するため、毎月五日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、県民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年健全育成のための活動に努めるものとする。

追加（昭和五十九年条例七号）
 （家庭の日）
 第九条の二 青少年の健全な育成に關し、家庭の果たす役割について理解を深めるため、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、協力して健全な家庭環境づくりに努めるものとする。

追加（平成八年条例三十一号）
 （興行等の推奨）
 第九条の三 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

追加（平成七年条例十七号）、一部改正（平成八年条例三十一号）
 （表彰）
 第十条 知事は、次に掲げるものを表彰することができる。

一 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの

二 青少年の健全な育成のために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの

追加（昭和五十九年条例七号）、一部改正（平成三年条例三十二号）

第三章 健全育成を阻害する行為の規制

追加（昭和五十九年条例七号）
 （興行者等の自主規制）
 第十条の二 興行を主催する者（興行を行う興行場を営業者を含む。第十一号及び第三十八号において「興行者」という。）、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長する

ため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせ、若しくは譲渡し、若しくは交付し、又は当該広告物を見せないよう努めるものとする。

2 刃物類（銃砲刀剣所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又はがん具類（遊具類を含む。以下同じ。）の販売を業とする者は、刃物類及びがん具類の形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又は著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより青少年に当該刃物類又はがん具類を譲渡し、又は交付しないよう努めるものとする。

3 自動販売機により図書類又は刃物類若しくはがん具類（以下「図書類等」という。）を販売しようとする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、前二項に規定する自主規制の対象となる図書類等を、青少年が利用することができる自動販売機に収納しないよう努めるものとする。

4 自動貸出機により図書類を貸し出すこととする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、第一項に規定する自主規制の対象となる図書類を、青少年が利用することができる自動貸出機に収納しないよう努めるものとする。

追加（平成三年条例三十二号）、一部改正（平成七年条例十七号、十八年二十七号）
 （自主規制の指導等）
 第十条の三 知事は、前条に規定する者が自主的に行う青少年の健全な育成のための必要な措置が促進されるように指導し、又は助言するものとする。

2 知事は、図書類でその内容が前条第一項の規定に該当すると認められるもの又は刃物類若しくはがん具類で、その形状、構造、機能等が同条第二項の規定に該当すると認められるものが自動販売機によつて販売されている場合には、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な協力を求めることができる。

3 知事は、図書類でその内容が前条第一項の規定に該当すると認められるものが自動貸出機によつて貸し出されている場合には、当該自動貸出機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な協力を求めることができる。

追加（平成三年条例三十一号）、一部改正（平成七年条例十七号）
 （有害な興行の観覧の禁止等）
 第十一条 知事は、興行の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため当該興行を青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、

1 当該興行を有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、興行の制作又は主催をする者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の観覧を不適当であると認めた興行は、有害な興行とする。

3 興行者は、第一項の規定による指定を受けた興行及び前項に規定する興行（次項及び第五項において「有害興行」という。）を観覧させようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならぬ。

4 興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはならない。

5 興行者は、有害興行を行うときは、当該興行を行う興行場に入場しようとする者の見やすい場所に、その指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間中掲示しておくなければならない。

6 知事は、第二項の規定により団体を指定したときは、その名称を告示しなければならない。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成三年三十二号・十八年二十七号）
 （有害な図書類の譲渡又は交付の禁止等）
 第十二条 知事は、図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該図書類を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、興行の制作又は主催をする者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の観覧を不適当であると認めた興行は、有害な興行とする。

3 興行者は、第一項の規定による指定を受けた興行及び前項に規定する興行（次項及び第五項において「有害興行」という。）を観覧させようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならぬ。

4 興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはならない。

5 興行者は、有害興行を行うときは、当該興行を行う興行場に入場しようとする者の見やすい場所に、その指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間中掲示しておくなければならない。

6 知事は、第二項の規定により団体を指定したときは、その名称を告示しなければならない。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成三年三十二号・十八年二十七号）
 （有害な図書類の譲渡又は交付の禁止等）
 第十二条 知事は、図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該図書類を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、興行の制作又は主催をする団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不適当であると認められた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な図書類とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

一 書籍、雑誌その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が二十ページ以上のもの又は当該出版物の総ページ数の五分の一以上を占めるもの

二 ビデオテープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他の映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリ並びにこれらに類するものであつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの

三 図書類であつて、その表紙又は包装箱その他の包装の用に

供されている物に全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するもの

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害な図書類を見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を譲渡し、又は交付しようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならない。

6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

7 知事は、第二項の規定により団体を指定したときは、その名称を告示しなければならない。

一部改正（昭和五十二年条例第十号・五十七年二十五号・五十九年七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号・十八年二十七日）

（有害な図書類の陳列方法、改善勧告及び命令）
第十三条 図書類の販売又は貸付けを業とする者が有害な図書類を陳列するときは、当該図書類を営業所の屋内に置き、かつ、他の図書類と区分して青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めてその状態を除去するために必要な限度内において有害な図書類の陳列場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

追加（昭和五十七年条例二十五号）、一部改正（昭和五十九年条例七号）
（有害な刃物類及びがん具類の譲渡又は交付の禁止等）

第十四条 知事は、刃物類及びがん具類の形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがある若しくは性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため当該刃物類又はがん具類を青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該刃物類又はがん具類を有害な刃物類又はがん具類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害ながん具類とす。

一 圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの

二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類

であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
3 刃物類又はがん具類の販売を業とする者は、第一項の規定による指定があつた刃物類若しくはがん具類又は前項の有害ながん具類（以下この条及び次条において「有害ながん具類等」という。）を譲渡し、又は交付しようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならない。

4 刃物類又はがん具類の販売を業とする者は、有害ながん具類等を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

一部改正（昭和五十二年条例第十号・五十七年七号・平成三年三十二号・七年十七号・八年三十一号・十八年二十七日）

（有害な図書類等の自動販売機等への収納禁止等）
第十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を自動販売機に収納してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

一 図書類の販売を業とする者 有害な図書類
二 刃物類又はがん具類の販売を業とする者 有害ながん具類

2 図書類の貸付けを業とする者は、有害な図書類を自動貸出機に収納してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動貸出機が設置されている場合は、この限りでない。

3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者は、当該自動販売機等に収納されている図書類等につき、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書類等を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

全部改正（平成七年条例十七号）
（図書類等の自動販売機等の設置届出等）

第十六条 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者は、自動販売機等ごとに、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所において、図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す場合は、この限りでない。

一 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す者及び自動販売機等を設置する者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）

二 自動販売機等を管理する者（次項において「自動販売機等管理者」という。）の住所、氏名及び電話番号

三 自動販売機等の設置場所

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町に住所を有し、常時連絡がとれる者で、第十二条第一項又は第十

四条第一項の規定による指定があつたときは、自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す者に代わつて当該図書類等又は図書類を撤去することのできるものでなければならない。

3 第一項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に同項第一号及び第二号に規定する事項を明りように表示しなければならない。

6 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて同項の表示をするよう勧告することができる。

追加（昭和五十七年条例二十五号）、一部改正（昭和五十九年条例七号・平成七年十七号・十七年六十七号・十八年二十七日）
（図書類等の自動販売機等設置場所の自主規制）

第十七条 青少年の健全育成上好ましくない図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、当該図書類等の自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条に規定する都市公園

五 社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十一条に規定する公民館

六 博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

七 前各号に掲げるもののほか、その周辺における青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして規則で定める施設

追加（昭和五十七年条例二十五号）、一部改正（昭和五十九年条例七号・平成七年十七号・八年三十一号・十八年四十八号）
（有害な広告文書等の指定等）
第十七条の二 知事は、広告を目的とするちらし、ピラその他これに類する物品（以下「広告文書等」という。）の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、

又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該広告文書等を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告文書等を有害な広告文書等として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告文書等であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するものは、有害な広告文書等とする。

3 広告文書等の広告主、その代理人、使用人その他の従業者又はその委託を受けて広告若しくは宣伝を行う者は、有害な広告文書等を青少年に配布してはならない。

4 広告文書等の広告主、その代理人、使用人その他の従業者又はその委託を受けて広告若しくは宣伝を行う者は、有害な広告文書等を戸別に配布（郵便法（昭和二十二年法律第一六五号）第五十六条に規定する郵便受箱へ配布する場合を含む。以下この項において同じ。）してはならない。ただし、青少年以外の者を名あてとした封書で配布する場合その他青少年が容易に見るおそれがない方法で配布する場合には、この限りでない。

追加（平成十年条例十七号）、一部改正（平成十五年条例三十四号・十八年二十七号）

（有害な広告物に対する措置）

第十八条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため当該広告物を青少年に見ることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号）

（青少年に対する利用カードの譲渡又は交付の禁止）

第十八条の二 何人も、青少年に対し、利用カード（テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。次条及び第十八条の四において同じ。）を譲渡し、又は交付してはならない。

追加（平成八年条例三十一号）、一部改正（平成十三年条例七十五号・十八年二十七号）

（利用カード販売機による利用カードの販売禁止）

第十八条の三 何人も、自動販売機又はこれに準ずる規則で定める機能を有する販売機（以下この条及び次条において「利用カード販売機」という。）により利用カードを販売してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に利用カード販売機が設置されている場合は、この限りでない。

全部改正（平成十年条例十七号）、一部改正（平成十三年条例七

十五号・十八年二十七号）

（テレホンクラブ等営業に係る広告物の制限）

第十八条の四 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所（以下この条及び次条において「テレホンクラブ等営業所」という。）の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための利用カード販売機の設置場所（次条において「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）に係る広告物を掲出し、又は表示してはならない。ただし、風適法の規定に基づいて広告物を掲出し、又は表示するテレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

追加（平成八年条例三十一号）、一部改正（平成十年条例十七号・十三年七十五号・十八年二十七号）

（青少年のテレホンクラブ等営業所の利用禁止等）

第十八条の五 何人も、青少年がテレホンクラブ等営業所に電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業所の名称等を記載した文書、図面その他の物品を受け取らせないように努めなければならない。

追加（平成八年条例三十一号）、一部改正（平成十年条例十七号・十三年七十五号）

（インターネット利用環境の整備）

第十八条の六 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下この項及び次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下この項及び次項において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第一三七号）第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

らな

追加（平成十八年条例二十七号）

（深夜における外出の制限）

第十九条 保護者は、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間）以下この条及び次条において同じ。）にその監護に係る青少年をみだりに外出させないようにしなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・十八年二十七号）

（深夜における遊技場等への入場の禁止等）

第十九条の二 次に掲げる営業を営む者（次項において「営業者」という。）は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜において当該営業を営む場所に青少年を客として入場させてはならない。

一 設備を設けて客に遊技を行わせる営業（風適法第二条第一項に規定する風俗営業に該当するものは除く。）で規則で定めるもの

二 設備を設けて客に主に図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせ、又はインターネットの利用を行わせる営業（図書館法第二条第一項に規定する図書館を除く。）

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

追加（平成三年条例三十二号）、一部改正（平成十三年条例七十五号・十八年二十七号）

（質屋、古物商、貸金業等の注意義務）

第二十条 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）による質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から物品を質にとつて金銭を貸付けないようにしなければならない。

2 古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）による古物商は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から古物を買ひ受け、又は売却の委託を受けないようにしなければならない。

3 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による貸金業者は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年に金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）を行わないようにしなければならない。

一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十二年六十号・十八年二十七号・十九年四十三号）

（使用済み下着の買受け等の禁止）

第二十條の二 何人も、青少年から青少年が使用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。次条において同じ。）を買受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

追加（平成十八年条例二十七号）

（勧誘行為の禁止）

第二十條の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年が使用した下着を売却するよう勧誘すること。

二 接待飲食等営業（風適法第二條第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）において客の接待をさせ、若しくは客の相手となつてダンスをさせること又は深夜に客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

三 接待飲食等営業（風適法第二條第一項第二号に該当する営業に限る。）の客となるよう勧誘すること。

四 性風俗関連特殊営業（風適法第二條第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

追加（平成十八年条例二十七号）

（薬品等の譲渡又は交付の禁止等）

第二十一條 何人も、睡眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する医薬品その他の薬品等で規則で定めるもの（以下「薬品等」という。）を青少年が不健全な目的に使用するおそれがあると認められるときは、当該薬品等を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

2 何人も、薬品等を不健全な目的に使用することを青少年に勧誘し、又は強要してはならない。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号）

（入れ墨の禁止等）

第二十二條 何人も、青少年に入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に入れ墨をするよう勧誘し、又は青少年が入れ墨をするをあつせんしてはならない。

一部改正（昭和五十九年条例七号）

（いん行又はわいせつな行為等の禁止）

第二十三條 何人も、青少年に対し、いん行（青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる等不当な手段を用いて行う性交又は性交類似行為及び青少年を単に自己の性欲を満足させるための対象として行う性交又は性交類似行為をいう。次条において同じ。）又はわいせつな行為（いたすらに性欲を興奮させ、若しくは刺激し、又は性的な言動により性的羞恥心を害し、若しくは嫌疑

の情を催させる行為をいう。次条において同じ。）をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

追加（昭和五十二年条例十号）、一部改正（昭和五十九年条例七号・十八年二十七号）

（場所の提供等の禁止）

第二十四條 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年が行つてを知つて、場所を提供し、又はあつせんしてはならない。

一 いん行又はわいせつな行為

二 とばくに類似した行為であつて青少年に射こつ心をおこさるおそれのあるもの

三 薬品等を不健全な目的に使用する行為

四 喫煙又は飲酒

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成三年三十二号）

（非行を助長する行為等の禁止）

第二十四條の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為（以下この条において「著しい非行」という。）を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一七六条から第一七九条まで、第一八一一条、第一九九条、第二〇一条、第二〇二条から第二〇五条まで、第二〇八条、第二〇九条の三、第二二二条から第二二五条の二まで、第二二七条、第二二八条、第二二八条の三、第二三五条、第二三六条から第二四一条まで、第二四三條、第二四六條、第二四六條の二又は第二四八條から第二五〇條までに規定する行為

二 大麻取締法（昭和二十三年法律第一二四号）第一条に規定する大麻を譲り渡し、譲り受け、又は所持する行為

三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二五二号）第二条第一項に規定する覚せい剤又は同条第五項に規定する覚せい剤原料を譲り渡し、譲り受け、使用し、又は所持する行為

四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬又は同条第六号に規定する向精神薬を譲り渡し、譲り受け、使用し、又は所持する行為

五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん又は同条第三号に規定するけし、がらを譲り渡し、譲り受け、吸食し、又は所持する行為

六 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二六一号）第三十二条の二に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物（これらを含む。）を損取し、吸入し、若しくはこれら目的で所持し、又はこれらの行為に用いられ

ることの情を知つて販売し、若しくは授与する行為

七 道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第六十八条に規定する行為

2 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団に加入することを勧誘してはならない。

3 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団から脱退することを強要し、又は青少年が著しい非行を行う集団から脱退することを当該青少年の意思に反して妨害してはならない。

4 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団から脱退させないことを目的として又は脱退することを容認する対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

5 何人も、青少年が行つて著しい非行を容認すること又は青少年が行つて著しい非行に關連する紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務を提供することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

追加（平成十八年条例二十七号）

（審議会への諮問）

第二十五條 知事は、次に掲げる場合には、三重県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

一 第九条の三の規定により興行又は図書類を推奨するとき。

二 第十一条第一項の規定により興行を指定するとき。

三 第十二条第一項の規定により図書類を指定するとき。

四 第十四条第一項の規定により刃物類及びがん具類を指定するとき。

五 第十七條の二第一項の規定により広告文書等を指定するとき。

六 第十八條の規定により広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずるとき。

七 第二十一條第一項の規定により規則で薬品等を定めるとき。

知事は、前項ただし書の規定により三重県青少年健全育成審議会の意見をきかないで指定等をしたときは、その旨を当該三重県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

3 知事は、青少年の健全育成のあり方について必要があると認めるときは、三重県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号・十三年七十五号）

第四章 三重県青少年健全育成審議会

追加（昭和五十九年条例七号）、一部改正（平成十年条例十七号）

（三重県青少年健全育成審議会の設置）

第二十六條 青少年の健全育成に資するため、三重県青少年健全

育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。
一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十年十七号）
（所掌事項）

第二十七条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

一 第九条の三の規定による興行又は図書類の推奨に関すること。

二 第十一条第一項の規定による興行の指定に関する事。

三 第十二条第一項の規定による図書類の指定に関する事。

四 第十四条第一項の規定による刃物類及びがん具類の指定に関する事。

五 第十七条の二第一項の規定による広告文書等の指定に関する事。

六 第十八条の規定による広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置に関する事。

七 第二十一条第一項の規定による規則で定める薬品等に関する事。

八 青少年の健全育成のあり方に関する事。

一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号・十三年七十五号）
（組織）

第二十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十年十七号）
（委員）

第二十九条 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十年十七号）
（会長）

第三十条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正（昭和五十九年条例七号）
（会議）

第三十一条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の三分の二以上で決する。
一部改正（昭和五十九年条例七号）
（部会）

第三十二条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項をつかさどる。

一 第一部会 第九条の三の興行、第十一条の興行、第十七条の二の広告文書等、第十八条の広告物及び第二十一条の薬品に関する事項

二 第二部会 第九条の三の図書類、第十二条の図書類並びに第十四条の刃物類及びがん具類に関する事項

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつて、これを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

全部改正（昭和四十九年条例三十九号）、一部改正（昭和五十二年条例十号・五十九年七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号・十三年七十五号）
（専門委員）

第三十二条の二 専門事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

追加（平成十年条例十七号）

（幹事）

第三十三条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、県又は関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補助する。

一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十年十七号）
（庶務）

第三十四条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

一部改正（昭和四十七年条例四号・五十一年九号・五十九年七号・六十一年七号・平成七年六号・十年一号・十九年七十三号）
（運営事項）

第三十五条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。
一部改正（昭和五十九年条例七号）

第五章 雑則

追加（昭和五十九年条例七号）

（立入調査）

第三十六条 知事の指定又は任命した者及び警察官は、この条例の施行に必要な限度において、興行場その他関係場所に立ち入り、調査を行ない、関係人に質問し、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、及び関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正（昭和五十九年条例七号）

（推奨等の申出）

第三十七条 何人も、第九条の三の規定による推奨若しくは第十二条第一項、第十二条第二項、第十四条第一項若しくは第十七条の二第一項の規定による指定又は第十八条の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に申し出ることができる。

追加（昭和五十二年条例十号）、一部改正（昭和五十九年条例七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号）

（推奨等の公示）

第三十八条 知事は、次に掲げる推奨又は指定をしたときは、その旨を公示するものとする。ただし、緊急その他知事が必要と認める場合において、興行者、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は刃物類若しくはがん具類の販売を業とする者に対し、知事がその旨を通知したときは、この限りでない。

一 第九条の三の規定による興行又は図書類の推奨

二 第十一条第一項の規定による興行の指定

三 第十二条第一項の規定による図書類の指定

四 第十四条第一項の規定による刃物類及びがん具類の指定

五 第十七条の二第一項の規定による広告文書等の指定

追加（昭和五十二年条例十号）、一部改正（昭和五十九年条例七号・平成七年十七号・八年三十一号・十年十七号）

（委任）

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正（昭和五十九年条例七号）

第六章 罰則

追加（昭和五十九年条例七号）

(罰則)

- 第四十条 第二十三条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十二條の規定に違反した者
 - 二 第二十四條の規定に違反して同条第一号に掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者
- 3 第十二條第六項、第十四條第四項、第十五條又は第二十四條の二第四項若しくは第五項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十条の二の規定に違反する行為を業として行つた者
 - 二 第二十四條の二第三項の規定に違反した者
- 5 第二十条の二又は第二十条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八條の二、第十八條の三又は第二十一條の規定に違反した者
 - 二 第二十四條の規定に違反して同条第二号から第四号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十一條第四項、第十七條の二第三項若しくは第四項、第十九條第一項、第十九條の二第一項又は第二十三條第一項の規定に違反した者
 - 二 第十三條第三項又は第十八條の規定による命令に違反した者
 - 三 第十六條第一項の規定に違反して、自動販売機等の設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十一條第五項又は第十九條の二第二項の規定に違反した者
 - 二 第三十六條第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 9 第十八條の二、第十九條の二第一項、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条から第二十四条まで又は第二十四條の二第三項から第五項までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第一項から第七項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことにつき過失のないときは、この限りでない。

一部改正（昭和五十二年条例第十号・五十七年二十五号・五十九年七号・平成三年三十二号・七年十七号・八年三十一号・十年十七号・十三年七十五号・十八年二十七号）

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

一部改正（昭和五十九年条例七号・平成十年十七号）

(免責)

第四十二条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

追加（昭和五十二年条例第十号）、一部改正（昭和五十九年条例七号）

附則

1 この条例は、昭和四十七年三月一日から施行する。

2 三重県青少年保護条例（昭和三十六年三重県条例第二十九号以下「旧条例」といふ。）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により有害図書、有害刃物類又は有害がん具類として指定されている図書、刃物類又はがん具類は、この条例の規定による有害な図書、有害な刃物類又は有害ながん具類として指定されたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十七年三月三十一日三重県条例第四号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年八月二日三重県条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第九号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五十二年三月二十八日三重県条例第十号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年七月二日三重県条例第二十五号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に自動販売機によつて図書類を販売している者で引き続き当該販売をしようとする者は、改正後の

三重県青少年保護育成条例第十条の二の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して一月以内に行わなければならない。

附則（昭和五十九年三月二十九日三重県条例第七号）

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六十一年三月三十一日三重県条例第七号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（平成三年十二月二十五日三重県条例第三十二号）

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月十五日三重県条例第六号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月十五日三重県条例第十七号）

1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に自動販売機により刃物類若しくはがん具類の販売をしている者で引き続き当該販売をしようとする者又は自動貸出機により図書類の貸出しをしている者で引き続き当該貸出しをしようとする者は、改正後の第十六條の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して一月以内に行わなければならない。

4 前項の規定に違反して同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

附則（平成八年六月二十八日三重県条例第三十一号）

1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者で引き続き当該営業をしようとするものは、改正後の第十八條の二第一項の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して一月以内に行わなければならない。

4 前項の規定により届出をした者で改正後の第十八條の三第一項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から二年を経過するまでの間は、同項の規定は適用しない。

5 第三項の規定に違反して同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

6 この条例の施行の際現に設置されている利用カードの自動販

売機については、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第十八条の五の規定は適用しない。

7 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第十八条の六第一項の規定は適用しない。

附 則（平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日三重県条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二項の改正規定中、「三重県青少年保護審議会」を、「三重県青少年健全育成審議会」に改める部分、第二十五条に一項を加える改正規定、「第四章 三重県青少年保護審議会」を、「第四章 三重県青少年健全育成審議会」に改める改正規定、第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、第二十七条に一号を加える改正規定、第二十八条に一項を加える改正規定、第二十九条第一項及び第二項の改正規定、第三十二条第一項第一号の改正規定中「テレホンクラブ等営業」の下に「及び第二十一条の薬品」を加える部分、第三十二条の次に一条を加える改正規定、第三十三条第三項の改正規定並びに附則第四項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正後の第十八条の三第一項及び第二項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から二年を経過するまでの間は、同条第一項及び第二項の規定は適用しない。

（三重県青少年問題協議会設置条例の廃止）

4 三重県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年三重県条例第四十三号）は、廃止する。

附 則（平成十一年十二月二十四日三重県条例第五十五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第二十四号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第六十号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十五日三重県条例第七十五号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十五年七月一日三重県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第二十七号）

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第四十八号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第四十三号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律百十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十六日三重県条例第七十三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。